

令和6年11月1日道路交通法の改正

自転車のスマホ・酒気帯び



罰則強化



自転車運転中の新たな罰則

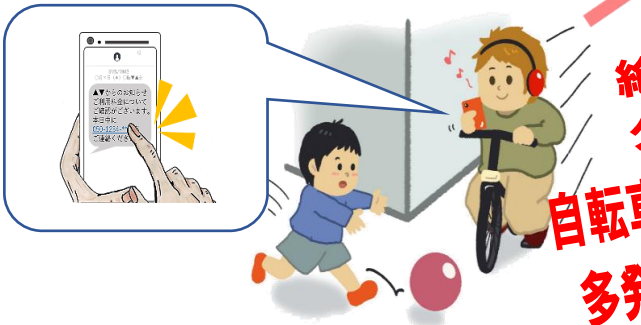
携帯電話使用等

最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

酒気帯び運転および幫助

絶対！
ダメ！

自転車事故
多発！！



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

中・高校生のみなさん、自転車事故に注意！

令和6年10月27日（日）浜松市中央区内において、高校生の自転車が当事者となる重大事故が発生しています。



があってもなくても一時停止！

「自転車用ヘルメット」の着用を！見通しの悪い道路は止まって確認を！